

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査情報等について

保険者は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）による改正後の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 205 条の 4 及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 113 条の 3 の規定により、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施に係る被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険団体連合会に委託することができることとされています。同様に、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）の実施する後期高齢者の健康診査の実施に係る情報の利用又は提供に関する事務についても、法第 165 条の 2 の規定により支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができることとされています。

今般、これらの規定に基づき、支払基金及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みを構築しています。この仕組みにおいては、各保険者が本人の特定健康診査情報に係るファイル（以下「閲覧用ファイル」という。）を、広域連合が後期高齢者の健康診査情報に係るファイル（以下「後期高齢者健診閲覧用ファイル」という。）をそれぞれ格納する必要があります。このファイルの詳細な内容は、下記のとおりですので、管内の市町村、広域連合及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のなきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 基本的事項

一 提出方法及び提出様式

1 閲覧用ファイルの提出方法

保険者（国民健康保険にあっては、市町村（特別区を含む）。以下同じ。）は、支払基金又は国保中央会に対し、月に 1 回まで閲覧用ファイルを提出し、マイナポータルを用

いた本人閲覧の用に供することができる。

提出は、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と支払基金又は国保中央会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うこと。

2 閲覧用ファイルの提出に用いる様式

(1) 閲覧用ファイルの内容の詳細については、別紙のとおりとする。なお、別紙の作成に当たっては、令和2年3月31日付け発第0331第4号「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」第3を参考とすること。

(2) 保険者が1の方法で支払基金又は国保中央会に提出する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、XMLで記述するものとする。

3 後期高齢者健診閲覧用ファイルについても、上記1、2の閲覧用ファイルの提出方法及び様式に準じた取扱いとすること。

二 作成対象

1 令和2年度以降に実施した以下の特定健康診査及び特定健康診査相当の健康診査の結果が閲覧用ファイルの作成対象となる。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項の規定に基づく特定健康診査の対象者（特定健康診査の実施年度中に40歳以上74歳以下に達する、実施年度の4月1日時点での加入者）に対して行った特定健康診査の結果

(2) 特定健康診査等の実施年度途中において加入、脱退等により異動した者に対して行った特定健康診査相当の健康診査の結果

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号）に規定する各号のいずれかに該当する者と保険者が確認できた（確認できたことを証するものを保険者にて保管しておくこと）者に対して行った特定健康診査相当の健康診査の結果

(4) 法第20条ただし書の規定により受領した特定健康診査又は特定健康診査に相当する健康診査の結果

2 閲覧用ファイルについても、支払基金又は中央会において、法定報告用ファイルと同様のエラーチェック等を行うため、必須項目等については法定報告ファイルに準じられたい。

3 後期高齢者の保健事業については、法第125条第1項に基づく健康診査の結果が、後期高齢者健診閲覧用ファイルの作成対象となる。

以上